

マタハラ

不利益取扱いの考え方を示す——厚労省

厚生労働省は三月三〇日、妊娠・出産、育児休業等を契機とする不利益取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）に係る考え方を明らかにした。昨年一〇月に出された最高裁判決などを踏まえ、本年一月に改正・発出した男女雇用機会均等法の解釈通達に関連する参考情報（Q&A等）として、ホームページ上に掲載した。原則として妊娠・出産、育児等の事由の終了から「一年以内」に不利益取扱いがなされた場合は、これを契機としていると判断され、法違反に当たることなどを明記した。

解釈通達を改正・発出

男女雇用機会均等法の第九条第三項や、育児・介護休業法の第一〇条等では、妊娠・出産、育児等を理由にして解雇・雇止め、降格、減給など、不利益な取扱いを行うことを禁止している。しかしながら、労働者から雇用均等室への相談件数（二〇一四年五月公表）は、「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」が二〇〇〇件超、また、「母性健康管理」が約一三〇〇〇件にのぼるなど高水準で推移してきた。

こうしたなか、昨年一〇月二三日、妊娠中の軽易業務への転換を「契機として」降格処分を行った場合、男女雇用機会均等法の第九条第三項に違反す

る、などとする最高裁判決が出されたことなどを踏まえ、厚生労働省は本年一月二三日、男女雇用機会均等法と育児・介護休業法の解釈通達を改正・発出した（雇発〇一二三第一号）。

通達では、妊娠・出産、育児等を「契機として」不利益取扱いを行った場合、これを「理由として」不利益取扱いを行ったと解され法違反に当たること、ただし、①業務上の必要性から不利益取扱いを行わざるを得ない場合に、必要性の内容や程度が法規定の趣旨に実質的に反しないものと認められるほどに、不利益取扱いで受ける影響の内容や程度を上回ると認められる「特段の事情」が存在するとき、②契機とした事由または当該取扱いで受ける有利な影響が存在し、かつ労働者が同意している場合で、有利な影響の内容や程度が不利な影響のそれを上回り、事業主から適切に説明がなされる等、一般的な労働者であれば同意するような合理的な理由が客観的に存在するとき、の二つは例外として法違反には当たらないことなどを明示した。

事由終了後一年以内に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」と判断

とはいえ、同解釈通達では、具体的にどういった場合に、妊娠・出産・育

休等の事由を「契機として」いるとみるかについては、「基本的に妊娠・出産・育児等の事由と時間的に近接しているかを判断する」と記すにとどまっていた。そこで、このほど示したQ&Aでは、「原則として妊娠・出産・育児等の事由の終了から一年以内に不利益取扱いがなされた場合は、契機として」と判断すること、ただし、「事由の終了から一年を超えている場合でも、実施時期が事前に決まっている、またはある程度、定期的になされる措置（人事異動（不利益な配置変更等）、人事考課（不利益な評価や降格等）、雇止め（契約更新がされない）など）」については、事由の終了後、最初のタイムラグまでの間に、不利益取扱いがなされた場合は「契機として」と判断することを確認した。

どのような場合なら違法でないと言えるのかも明記

また、同解釈通達では二つの例外から違法でないと言えるかが、必ずしも明確にされていない。これに対し、Q&Aでは例外①について、「特段の事情が存在」するものとして違法でないと言いつけるのは、業務上の必要性から不利益取扱いをせざるを得ない状況（※）、かつ業務上の必要性が不利益取

扱いにより受ける影響を上回る場合」であって、※についてはたとえば（i）経営状況（業績悪化等）を理由とする場合や、（ii）本人の能力不足・成績不良・態度不良等を理由とする場合は、「事業主側の状況（職場の組織・業務態勢・人員配置の状況）」や「労働者側の状況（知識・経験等）」等を勘案して判断するなどとした。

また、例外②については、「単に当該労働者が同意しただけでは足りず、有利な影響が不利な影響を上回っていて、事業主から適切な説明を受けたなど、合理的な意思決定ができる者なら誰もが同意するような理由が客観的に存在している状況にあることが必要」と指摘。具体的には（i）事業主から適切な説明が行われ、労働者が十分に理解した上で当該取扱いに応じることがどうかを決めることができたら、（ii）その際には不利益取扱いによる直接的な影響（降格等）だけでなく、間接的な影響（降格に伴う減給等）についても説明がなされたか、等を勘案して判断することになるとした。

同省では、労働者からの相談、第三者からの情報、計画的な事業場訪問などその端緒を問わず、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法に違反している場合、当該事業場の雇用管理に問題があると考えられる場合は、積極的に事業主に報告を求め、助言、指導もしくは勧告を行っていくこととしている。

（調査・解析部）